

秋田県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。

平成29年3月24日

秋田県内水面漁場管理委員会会長 遠藤 実

1 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす県内の水面

2 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

コイがコイヘルペスウィルス病に罹患したとき又はその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止のため及び公的機関が試験研究並びに検査に供する場合はこの限りではない。

(2) 移植の制限

コイがコイヘルペスウィルス病に罹患したとき又はその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。

(3) 放流等の制限

コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア 汚染水域由来でないこと。

イ 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(4) 遺棄の禁止

生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。

3 指示をする期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで